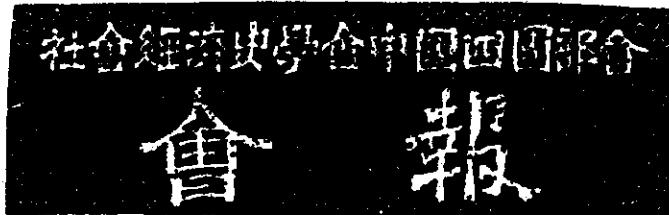

第43号

2013年2月



編集発行

社会経済史学会

中国四国部会

事務局

中国四国部会の独自性と自律性

坂根嘉弘（広島大学）

この度、社会経済史学会 2013 年度・2014 年度の理事となりました。任期は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日です。社会経済史学会の全国理事は、全体で 34 名選出されております。当然ながら、その役目は、社会経済史学会の運営全般に責任を持つことになりますが、私の立ち位置としては、加えるに中国四国部会のことを念頭において行動すべきことかと思っております。この点は、松本俊郎前理事からの教示でもあり、松山大会の懇親会で申し上げたことでもあります。かつては、全国理事は中国四国部会から 2 名選出されていましたが、近年では 1 名となっています。おそらく、全国理事は地域代表的性格を持たないということから、2 名が維持されることにはならないことと思われます。場合によっては、ゼロのこともありうるということでしょう。責任はより重いと感じております。

神立春樹元理事がよく言っていたことは、中国四国における社会経済史学会の会員と中国四国部会の会員が必ずしも一致していないという点です。実際にどの程度のズレがあるのかは、統計的に把握しておりませんが、その意味するところは、社会経済史学会の中国四国におけるミニチュア版が中国四国部会ではなかろうということ、並びに中国四国部会が単に社会経済史学会の下部組織ではなかろうということです。つまり、独自な組織といいますか、自律的な組織として存立しえるだろうということです。

これに関して思い起こしますのが、会報の編集を担当しました折に、中国四国部会としての特徴のある、特性をもった記事の掲載に努力したという点です。私は、社会経済史学会中国四国部会会報第 29 号（2006 年 2 月）から第 40 号（2011 年 6 月）までの編集を担当しましたが、その折に念頭においていましたのが、単に全国学会のミニチュア版でない特性を出したいという点でした。この点は、会報第 29 号に掲載しました「社会経済史学会中国四国部会会報の編集方針について」（坂根執筆）で述べております。その特徴をだすのに有効なのが、中国四国に閑した研究記事を掲載することだと思われました。結果的に、すべての号にそのような記事を載せられたかどうかは別にしまして、そのような努力をしてきたつもりです。その思いの先にありましたのは、社会経済史学会中国四国部会として、中国四国に関した何らかの書物をまとめられないかということでした。

これには次の経験が関わっています。日本農業史学会で、本部会の佐藤正志会員が組織されました「歴史の転換期における藍」という 2006 年度シンポジウムが明治大学で行われました。その折に「コメント」としてそのシンポジウムに加わることになりました。藍は未知の世界で

したので、あらかじめ知識を得ておかないと話しにならないと思い、まず手にした一つが『日本産業史大系7 中国四国地方篇』でした。このなかには、「阿波藍」があり、とりあえずその論考を拝読しました。そのついでに他の論考もちらほらと拝見しました。藍だけではなく、中国四国の特徴ある産業を学ぶのにかなり勉強になりました。ただ、1960年発行でしたので、踏まえている研究はかなり古いものでした。上述してきたことは、この時の経験、イメージがかかわっています。私の中では、中国四国部会の独自性・自律性と重なり合っております。このような企画を推進することができれば、わが部会のプレゼンスは高まるでしょう。

* * *

* * *

* * *

* * *

2012年度社会経済史学会中国四国部会松山大会レポート

2012年度社会経済史学会中国四国部会は、12月8、9日の両日に愛媛県松山市の松山大学文京キャンパスにて開催されました。当日は、中四国の会員のみならずその他の地域からの参加者も含め、のべ54名が大会に参加し、例年同様、盛会となりました。今年度の大会では例年とは異なり、シンポジウムではなく、両日とも自由論題報告にて構成され、合計7つの研究報告が行われました。当日の研究報告7本は、どの報告も意欲的で水準がたいへん高く、報告後にはフロアから多数の質問がなされ、活発な議論が展開されました。なお来年度の大会は、2013年12月14、15日の両日に鳥取県鳥取市のとりぎん文化会館で開催されます。詳細は、『会報』第44号にてお伝えします。

* * *

* * *

* * *

* * *

豊臣政権における杉材運上の歴史的考察—出羽国秋田氏を事例に—

佐藤 守（愛媛大学大学院）

豊臣政権における秋田氏の杉材運上の研究は、昭和十一年（一九三六）、旧・三春藩主に伝存する「秋田家史料」が、東北大学史料調査部に寄託された事が機縁となって始められた。その後、教授・古田良一氏や大島正隆氏、喜田貞吉氏によって「秋田家史料」の整理が行われた。これ以降、秋田氏の杉材運上の研究は商品流通・初期豪商の分野では山口徹氏、渡辺信夫氏、太閤蔵入地の分野では、山口敬二氏、軍役・城普請の分野では、長谷川成一氏、中川和明氏らによって進展した。

本報告は、これまであまり言及されてこなかった、船材木運上について、秋田氏の隣郡衆が

関わった伏見城作事用板の運上について、越前国敦賀より先の杉材運上についての考察を行った。

1.文禄期の船材木の運上

秋田氏による杉材運上のきっかけとなったのは文禄期の杉材運上である。文禄期の杉材運上は「秋田家史料」によって、「大あたけ一艘材木」と「淀船三十艘分材木」であったことが分かる。

文禄四年（一五九五）五月三日付の豊臣奉行衆から、秋田実季に宛てられた「太閤蔵入地算用状」（秋田家史料）には、天正十九年～文禄二年までの分がまとめて報告されている。ここで

の支払は、前田利長に渡す大安宅船一艘分の材木入用として八五〇石、淀船三十艘の材木供出に関わる諸費用として一、四五〇石、金子二五枚の運上として六、〇〇〇石が支払われている。残りの五、二七五石は秋田実季預かりであった。ここで注目するべきは、実際の材木運上は、全体のわずか17%ほどであり、約44%は金子の運上に宛てられたことである。

大安宅船用材木の運上について詳しく見てみる。文禄元年（一五九二）十月十日、前田利家が肥前名護屋から在国している家臣の三輪藤兵衛へ造船催促状を宛てている。その内容は、「舟木」を奥能登で探し、さだまって木が見つからない間でも、心得て入念に奔走するようにというものであった。一方、同年十一月八日に、秋田実季に宛てられた、「豊臣秀吉朱印状」は、大安宅船の作事を前田氏に命じたので、その「舟木」を秋田に於いて一艘分申し付ける事が指示されている。

どちらの書状にも「舟木」という表現があることから、当時、大安宅船用材木に関してこのような表現をしていたと考えられる。前田氏が担った一部の「舟木」は、秋田で調達されたことになったが、大安宅船の輸送費を秋田氏が負担していない点については、前田氏の軍役であったので、輸送費は前田氏が支払ったと考えられる。

2. 伏見城作事用板運上

慶長二年（一五九七）十一月二十七日付の豊臣奉行衆から秋田氏に宛てられた「太閤蔵入地算用状」によると、御はし板や伏見御作事板をはじめとする材木運上に支払が行われた。文禄期と比較すると、杉材運上が格段に上がった一方で、金子の運上がまったく行われていないことが分かる。

慶長年間の杉材運上では、長さ二間板をそれ

ぞれ秋田・津軽・小野寺・戸沢の諸氏が、一方、長さ七尺の板は仁賀保・赤尾津・滝沢・内越・岩屋の由利五人衆と六郷・本堂の各諸氏に割当された。

このようにして豊臣政権は、秋田氏をリーダーにして、秋田氏近隣の大名である「隣郡衆」を動員した杉材運上をスタートさせた。また諸費用に関しては、「隣郡衆」の中で、太閤蔵入地代官を務めている場合は、その御蔵米で支払い、御蔵米がない者に対しては、秋田氏が預かっているそれで賄われた。

ところで、隣郡衆の中で小野寺氏、本堂氏のみに秋田氏管理の太閤蔵入地より船貨が支給されている異例が存在する。この二者に御蔵米が支払われたことを言い換えるならば、小野寺・本堂の両氏のみ御蔵米がなかったということになる。

本報告では、小野寺氏を事例に、従来、小野寺氏に太閤蔵入地が設定されたと考えられてきた点について、「秋田藩家蔵文書」に見える、湯沢・増田の運上分が、小野寺氏本体と分けられていたことから、太閤蔵入地がなかった可能性を指摘した。

3. 敦賀より先の杉材のルート

これまで、秋田から運ばれた杉材は越前国敦賀から陸路で近江国塙津ないしほ海津に運ばれ、琵琶湖水運を通って、畿内に運上されたと言わってきた。

本報告では不明瞭であった敦賀より先のルートについて、秋田氏の杉材運上を担っていた高島屋の活動が七里半街道に現れ、海津に運ばれていた点、そして当該期、海津に板を積む船が見られることから、材木や米を集積し運び出す機能が備わっていたことが考えられ、秋田氏運上の杉材は塙津ではなく、近江国海津を通っていたことを明らかにした。

13世紀の東アジアの貨幣

井上正夫（松山大学）

1. 南宋と金の間の銅錢の流出入

(1) 加藤説と曾我部説

金国と南宋の間における銅錢の流出入の問題については、既に、加藤繁氏と曾我部静雄氏の間に論争がある（加藤 1953、曾我部 1949）。両者の説の間では、①金国の貿易赤字の結果、銀が金国から流出したこと、②1215年の金国における銅錢使用禁止以降には金国から南宋に向かって銅錢が流出したとの2点に関して、相違はない。しかし、加藤説が、1215年以前における絹価格から推定した銅錢の購買力を根拠に、金国から銅錢はそれほど流出しないことを主張したのに対し、曾我部説では、国初より、金国は対南宋貿易において、特に密貿易において赤字であるために、銅錢の流出は不可避であるとしており、この点において、双方の説は対立していた。

この問題については、密貿易での流出銅錢の数量把握が、性質上、文献史料では困難であるために、議論には限界があった。

(2) 考古学上の数量調査からの推定

しかし、近年の考古学の成果によって、そうした文献史料の限界が克服される可能性がでてきた。三宅俊彦氏による窖藏錢の出土数の整理によれば、元代遺跡から出土した南宋錢と金錢の比率は、大体、2000 対 15 である（三宅 2005a を参照して算出）。また、南宋錢の年間鋳造量は 10 万貫から 20 万貫（各銅錢は折二錢が大半であり、個体数はその半分となる）であることから（井上 2006）、金錢の総鋳造量は、5.6 万貫程度と考えられる。

これと金における金錢の占める割合である 0.77%という数値（三宅 2005a を参照）から計算すると、1200 年頃の金の銅錢流通量は 730 万貫に過ぎないことになる。12 世紀初めには、金国は、約 3 億貫の銅錢を入手していたとされているから、結局、12 世紀を通じて国内銅錢流通は激減していることになる。よって、先の加藤説は成立せずに、曾我部説が支持されるべきことが判明する。

このことは同時に、大田由紀夫氏が、1215 年における金国銅錢使用禁止措置により、不要になった銅錢が海外に流出して、同時期以降の日本の貨幣流通量を相当程度増加させたという仮説（大田 1995）に対しても検討を迫るものではなかろうか。つまり、1215年の措置により、確かに銅錢は金国から流出はしたであろうが、数量的には、その規模は限定的であることになる。史料的には、金国から銅錢は南宋に向かって流出したことは間違いないけれども、その銅錢を日本が南宋から入手するためには、その対価が必要であることも考慮しなければならない。当時の日本の文化的また経済的状況からすれば、南宋より購入すべき文物は常に多く、南宋における銅錢流通量の微増という条件のみでは、貿易黒字の大幅な増加（つまり銅錢の大量の持込）は達成されない。現代ならば、大量の貨幣が創出されて瞬時に国境を越えて移動することもあるが、当時の日宋貿易での貨幣の移動は、貿易黒字確保が絶対条件であること、また貿易量は船舶の輸送能力に制約されることからも、南宋での流通銅錢の増加は、日本への銅錢流入増加には直結しないのである。

2. 大定錢の問題

(1) 正隆錢との対比

金国における代表的銅錢は、正隆錢と大定錢である。金代の各遺跡における双方の銅錢の構成比に注目すると、全体としては正隆錢の方が大定錢よりも多いが、反対に金国の北方では大定錢の方が多く、対照的である（三宅 2005b）。よって、この現象をどう理解するかも問題となる。

(2) 当五としての大定錢

ところで、大定錢の字体は、北宋末期の「大觀錢」の字体と酷似していることが知られている。そして、大定錢铸造開始に先立ち、金国が北宋の大觀錢を「当五」で流通させていることから（『金史』）、金国の大定錢は、もともと当五として北宋末期の大觀錢と等価で流通させることを目的として铸造されたものであると考えられる。つまり、大定錢は、その地金価値に比較して、より大きな法定価値を強制させる目的で発行されたのである。そのため、大定錢は、その価値が維持される見込みの少ない「危険な銅錢」として認識されてしまい、流通の中心部から排除される形で周辺部に押し出されていったのではないだろうか。金国の北方において、大定錢が相対的に多いのは、このためであろう。先に推定した金国の大定錢铸造量と比較して、史料的には大定錢の铸造量を 14 万貫としているのは（『金史』）、一見ありえない数値のような印象を与えるけれど、大定錢が当五であると考えることによって、より整合的に理解できる。また、大定錢が当五で発行された理由は、铸造損失の発生が当時問題となっているから（『金史』）、それを克服するための対応である。

こうして、大定錢当五の仮説により、大定錢の出土分布上の偏り、当時の铸造損失発生の議論、そして銅錢铸造量に関する史料上の数値と考古学上からの推定値の不一致なども、かなり整合的に説明できることになる。

結論として、金国では、国初から、大量の銅錢が南宋へと流出していたのもかわらず、金国での銅錢铸造は僅少であり、1215 年までに金国は相当の銅錢不足に陥っていたこと、そのために、1215 年の金国の大定錢使用禁止措置は、東アジア世界に対して銅錢流通量の追加的な変化をもたらさなかったことの 2 点を指摘したい。

[参考文献]

- 大田由紀夫[1995]「12—15 世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布」『社会経済史学』61—2
加藤繁[1953]『支那經濟史考証』下巻、東洋文庫
曾我部静雄[1949]『日宋金貨幣流通史』宝文堂
高橋弘臣[2000]『元朝貨幣政策成立史の研究』東洋書院
三宅俊彦[2005a]『中国の埋められた錢貨』同成社
三宅俊彦[2005b]「金代の錢貨流通」臼杵勲編『北東アジア中世遺跡の考古学的研究』札幌学院大学人文学部
井上正夫[2006]「南宋期の銅錢に関する諸現象について」宋代史研究会編『宋代の長江流域』汲古書院

初期徳島藩の阿波九城制とその解体過程

三好 昭一郎

序

近世大名権力の成立過程を主たるテーマとして取り組む私は、徳島藩が中世遺制たる支城駐屯制（阿波九城制）設定の理由を問い合わせ、また九城制に伴う矛盾にどう対処したか、その政治過程を概観することを当面の課題とする。つまり、阿波九城制が担った史的役割と、矛盾の除去をめざした解体への流れを把握することなくして、藩政成立の画期を明確にしな得ないと考える。その意味での九城制の存在形態を明示し、その上に解体過程を段階的に整理することは、藩成立史研究の今後に対してメルクマールを設定する一つの試みとなるだろう。しかし、この研究は史料の絶対量不足と先行研究の未熟さに規定された困難を伴った苦難の道が待ち受けている。そんな惡条件に曝されている。その前途の光明を感じつつ研究の深化に取り組み、悲嘆に眩れることのなく着実に歩み続けたいものである。

（1）初期徳島藩政を支えた阿波九城制

日本史における近世支城駐屯制に関する研究成果は乏しく、徳島藩政史に限ってもマイナーな課題として疎外されてきたことは否定できない。因みに先行研究でも九城制を豊臣政権下の藩境防衛や山間土豪一揆鎮定など、城番の軍事的機能の一点で捉え、城番に郡奉行を兼業させるなど、役方の機能についての問題についての研究成果はほぼ見出しができない。それについては検地手伝い（川島城番）、走り百姓対策（池田城番）、塩田造成（撫養城番）など、広範な役儀を担わすなど、藩初の領国經營で最先端の立場に位置づけた成果は絶無に等しい。さらに藩の林政や知行

地における給人の百姓に対する恣意的支配の取り締まりや勧農請負などの役儀についても、ほぼ無視されてきたのが実態である。藩祖家政にとっては、ある意味で城番に課した役儀として、番方の軍事上の役儀以上に、郡奉行兼帶による役方機能の重視を注視する研究の必要を痛感させられる。そこから稻田植元を城番とする脇城下は吉野川中流域の、また細山政慶の牛岐（富岡）城下は那賀川河口部の農業生産と交通上の結節点を占め、徳島城下町と結ぶ地域市場の形成をめざし、町屋の充実策を両城番に任せたことも軽視できない。

勿論、城番の番方機能として、家政の阿波入部直後から四国山地の祖谷山・大栗山・仁宇谷など、検地反対の山間土豪一揆が発生、その終息まで6年の歳月を費やしたが、その討伐に藩は各代官を任じて藩兵を投入し、また家政に協力する在地の有力名主たちを使って懐柔を展開し、脇城番などは討伐を命じられなかった。ただ例外として仁宇谷一揆の場合のみ、代官の梶浦与四郎の落命、懐柔の失敗で苦戦に陥ったため、仁宇山城番山田宗重は「自づから往いて彼の賊を討平したい」（相生村史）と願い出て討伐に加わったとされている。九城制創設についての家政の企図は、明らかに城番の役方機能に期待するものであったと結論を下すことができよう。

（2）初期藩政改革と九城制の矛盾

さて、家政入部直後の臨戦態勢下に設定された九城制は、藩制の未整備を補完する体制として、また尾張以来の活躍に対する論功行賞として一族や譜代重臣に支城を預け、郡内の仕置権を与えたのは、城番にとってアイデ

ンティティの表徴となり、擬似的に領主化することに通じる。一方藩の機構が整うに伴って、権力を大名の下に一元化するための初期藩政改革が断行されるに至る。当然分権的体制としての九城制は藩中枢との矛盾を増幅、解体の対象となるのは必然であった。

九城制の解体作業は元和元年の一国一城令による九城の破却を契機に始まるとは、在來の定説とされてきたが、徳島藩では既に文禄2年の池田城番牛田長尚の降格や慶長19年の川島城番林勝行の城番罷免に始まり、寛永8年の脇城番稻田示植の淡路転出、同10年の斎城番益田長行の改易などで、一門払いの目的はほぼ達成している。残るは塩田造成の撫養城番、藩境警備の池田城番中村近照が罷免された明暦2年に九城の解体は完結する。その全過程を整理するのは今後の重要課題である。

(3) 九城破却と徳島城下町の再編成

元和元年の一国一城令を受けて、九城の破却を終えると、支城駐屯兵力（大半が御鉄砲）約千とその家族は、徳島城下に移され、寺島・助任・佐古・福島などの侍町（仮設の長屋）に寝起きさせられ、城下再編と拡張の町割などの労働に従事（寛永4年城下絵図参照）、最終的に城下周辺の足軽屋敷に落ち着くが、

その武家地拡張の過程は寛永10年の城下絵図から読み取ることができる。

先行研究では九城破却を寛永15年で、破却後に駐屯兵力も徳島城下に移住させたとされてきたが、移住より5年も以前の寛永10年には、既に足軽町が旧城下周辺部に屋敷割と家屋の建設が早くも相当に進捗していたという矛盾を説明できないはずで、そこにも史料批判を欠いた検証抜きの記述に頼ることの無謀さを露呈している。

おわりに

私は初期徳島藩を支えた阿波九城の存在と、城番仕置制が果たした役割について在來說を見直すことと、家政（蓬庵）による寛永改革が、九城制を解体に導く背景となっていることを、この研究を介して少しほは理解できたと思っている。さらに研究の深化をめざすには、その前提となるべき九城の遺跡調査に取り組み、そこから期待以上の収穫を得つつあるので、あすからも調査を続行したい。さらに近世初頭の支城駐屯制の存在は、外様の大藩の多くが制度化している。しかし、その存在形態も解体に至る過程にも大差が認められる。こうした諸藩との比較にも配慮しながら、さらに研究の深化を図りたいと考えている。ご批判とご教示を賜れば幸甚である。

呉服系百貨店の成立過程における催事戦略—株式会社いとう呉服店による文化発信—

末田智樹（中部大学）

1. 報告目的とその背景

—日本百貨店業史研究の新しい着眼点—

現在、東京や大阪、名古屋ほか地方都市などの呉服系・電鉄（私鉄、JR）系の百貨店業態に

おける「催事」は、週ごとに売場内を変えて開催される特売会や、展示即売会を主とする店舗へ集客するための不可欠な営業戦略である。ところが、これまで日本の百貨店の成立過程にお

いて催事に着目した研究は非常に少ない。三越や松坂屋（株式会社いとう呉服店、以下、株いとう）など代表的な呉服系百貨店の営業戦略として、宣伝的・文化的催事の考察を含んだ研究はみられる。しかしながら、呉服系百貨店の成立過程のなかで、催事戦略について位置づけすることに特化した研究までには至っていない。よって、日本百貨店業史研究の新しい切り口として、呉服系百貨店の成立過程における催事戦略を詳細に検討することの意義は大きい。

三越の催事については、明治後期の呉服系百貨店における最初のモデルとして、拙著『日本百貨店業成立史』（2010年）で取りあげた。そこでは、三越が催事を百貨店化した当初から重要な営業戦略として、活発に展開していたことを鮮明にした。しかし、催事戦略を積極的に展開したのは、東京を本店とした三越だけではなかった。名古屋を本店とした株いとうにおいてもみられた。株いとうは、三越が創業した5年後の明治43（1910）年3月1日に創立した日本で2番目の百貨店であった。だが、株いとうは、三越と比べて百貨店史研究の事例としては、従来あまり注目されてこなかった。拙著では、まず株いとうが、三越と同様に日本百貨店業の成立過程において、先駆的役割を果たした呉服系百貨店であったことを浮き彫りにした。さらに、そのなかで株いとうにおける催事展開は、顧客獲得を目的とした必須の営業戦略であったことを垣間みることができた。

二大呉服系百貨店の三越や株いとうにおいて明治後期から作成された営業報告書には、催事に関して克明に記されている。それに対して白木屋、松屋、高島屋、十合、大丸の株式会社への転換にともなう百貨店化は、大正8・9（1919・20）年であった。そのため、それ以前における各社の催事については、史料、各社史などから判然としない。大正中期までの催事展開を捉え

ることの可能な呉服系百貨店は、三越と株いとうのみである。けれども、三越の営業報告書では、催事内容が一覧の形態を取っていない、月ごとと店ごとに催事一覧を把握できる営業報告書は、株いとうだけである。

本報告では、株いとうの営業報告書に掲載された催事一覧を抜き出して検討する。株いとうの催事は、明治43年3月の創業期からみられる。そのなかで一覧として載せられている時期は、大正4（1915）年3月から昭和10（1935）年2月までである。今回は、大正4年3月から大正12年1月までの名古屋営業部（名古屋本店）と、東京営業部（東京支店）の催事内容を3つの期間に分けて、各々の期間の経営動向と見合わせながら分析する。

2. 検討結果一大正中期の催事展開による地域社会への文化伝播

大正期の株いとうでは、週ごとに季節商品を活用した恒例の催事や、目玉的・特徴的な催事を混成しながら開催していた。後者では、呉服類の「特価販売」、「割引販売」、「均一販売」のようなバーゲンセール的な催事や、文化的催物の意味合いが強い催事が、百貨店化過程のなかで大いに企画された。これらの催事は、顧客の誘引策として、恒例の催事の間を埋める役目を果たした。顧客を店内に引きつける販売促進策としては、余興の他に「景品」「記念品」「福引」なども存在し、この時期に現代に連結する催事を成功させる方法の起源がみられた。

これらの催事は、株いとうの営業戦略の中核となり、今日、全国の各百貨店で展開される催事の源流となった。現在、週ごとに開催される百貨店の催事とは、大正中期の百貨店化過程そのものであり、呉服系百貨店の成立過程のなかで営業の本流となった戦略が催事であった。大正11年の段階で株いとうでは、年間催事の戦

略的計画を三越とともに完成させることで、現下における百貨店の集客の柱である催事戦略を確立していた。

呉服系百貨店において呉服・美術品から地方特産物など、あらゆる商品の催事が展開された。催事は、昭和初期に登場した阪急百貨店を筆頭とする電鉄系百貨店において、昭和戦前期までに生み出せなかつた営業戦略であった。当時の催事展開は日本独特の営業方式で、日本の百貨店業の独自性であったと言える。そこに大正期における呉服系百貨店の成立意義がみいだされる。現在の催事は、百貨店独自のものではないが、百貨を催事にできるのは現に百貨店のみで、スーパーなど他の小売業態ではみられない。

百貨店化過程において可能な限り大きな面積を有する店舗の存在という営業形態が、経営動向に連関していた。大正中期の百貨店にとって売場面積の確保が、多くの催事や商品販売を利益と結びつけることにとって何よりも優先された。これは、三越と株いとうが先行して百貨店への転換を成功させた要因であった。そのうえ、今日まで百貨店に限らず、各種の小売業態で絶えず店舗改装・拡張がみられ、それに付随する催事によるリニューアルセールが重要な営業戦略となってきた。経営動向と催事展開を重ね合わせてみると、株いとうでは大正9年までに売場面積が拡張されることで、雑貨部門の商品が拡大し、同時に部門別管理制度が確立され百貨店として成立した。

催事戦略は、大正中期において顧客の窓口を拡大する最適な営業戦略で、百貨店の大衆化に連動した。そして、この戦略は百貨店化過程を

示すだけでなく、現時の百貨店と小売業態全体の特色へ連なる契機となった。大戦景気と戦後恐慌と連続する好況・不況期に株いとうは、その時期を上手く活用し、2度にわたる資本金の増額を遂行し、百貨店として成立した。すなわち、株いとうがスムーズに百貨店として成立でき、それに続く大正中期以降の百貨店の大衆化における株いとうの中軸の営業戦略となつたのが、連日店内を活気づける催事であった。

大正中期の株いとうの催事では、絵画・工芸品の美術品展覧会や地方特産物の販売が急増した時期であった。このような催事戦略によって株いとうの百貨店としての展開は、文化的側面において愛知周辺さらには全国の地方都市に知られる絶好の機会となった。そして、今日までの地域文化の振興に大きく貢献し、文化伝播のみならず、全国の商品を販売することで均一化を図り、地域性を活かす地域文化を育んだのが、呉服系百貨店の催事であった。しかも、全国の都市において諸外国の製品を紹介しつつ、外国文化を知ることができ、販売と巧みに組み合わせたのが百貨店の催事であった。つまり、現今、盛んに展開されている催事には、顧客獲得だけでなく文化発信の役割が隠されていた。

百貨店（業態・事業）の催事（史）研究には、取引先や外商の問題など日本における百貨店（業）の特色・地域性を浮き彫りにする大きな鍵が含まれている。筆者は、この着眼点が、百貨店とは「販売人と商品販売の変容過程」と自ら定義する点を、より明確にする肝要な視点になると考えるため、今後もさらに具体的に検討を重ねていきたい。

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

＊＊＊

森永太一郎の菓子事業とマーケティング～近代マーケティングの源流を訪ねて～
平田桂一（松山大学）

多くの人々にとり「森永ミルクキャラメル」は子供時代の懐かしい思い出の一品だったと言えよう。この商品は1999年に「20世紀デザイン切手シリーズ」の中でも使われており、歴史を刻んだ息の長い商品である。

森永製菓は、創業時、まだ知られていないかった西洋菓子の需要を創造するため販売促進、販売チャネルの構築、さらには企業イメージの向上に貢献するエンゼル・マークの考案、新製品の市場投入など、今日で言うところのマーケティング的努力を惜しまなかった企業である。報告では生活世界の近代化・洋風化、マーケティング・全国的製品流通の社会的基盤、菓子の世界、森永太一郎と西洋菓子事業、マーケティング努力をとりあげて、マーケティングのはしりともいえる当時の動きを追った。

伝統的菓子世界に新風を吹き込んだ森永太一郎は、1899年にアメリカから洋菓子製造技術を身につけて帰国すると、直ちに森永西洋菓子製造所を東京・赤坂にて創業し、1910年株式会社森永商店となり、1912年に森永製菓株式会社となつた。個人的企業から会社化して近代的な菓子製造の道を歩み始めたが、当時、菓子産業の競争環境は、他の参入もあって厳しさを増しつつあった。森永西洋菓子製造所の設立があった翌年には東京、横浜の一流菓子店らにより東洋製菓が創立された。1916年東京菓子株式会社、大正製菓株式会社が相次いで設立され、両社は1917年に合併して東京菓子株式会社(のちの明治製菓株式会社)が誕生した。

森永太一郎が洋菓子事業を興したもの、さまざまな困難が待ち受けていた。創業当時、国内では砂糖などの原材料の調達がむづかしく、香港、アメリカに供給を仰がねばならなかつた。製紙や印刷業も幼稚な段階で、美術印刷は海外に注文するありさまであった。森永太一郎は創業時「香料にせよ、着色材にせよ、錫箔、パラ

ピン紙其他あらゆる原料、材料、殆んど何一つ日本で得られないので、一種類の菓子を造り出すにも容易ではなかつた」と当時を回顧している。

マーケティングでは製品多様化政策(総合経営方式)をとつた。海外の菓子メーカーは単品政策を採用しているが、国内のビスケットやドロップスだけの単品生産企業は成長していないところから製品多様化政策を採用した。また西洋菓子の国内市場が狭隘な上に、梅雨・夏季の時期の菓子類の品質劣化もおきており、年間を通して安定した経営、生産をつづけていくうとすれば多種類のものを生産して季節間の変動をなくさざるをえなかつた。製品多様化は取引先小売店の品揃えを強化するためにも不可欠であつただろう。

生産面では海外から製造機械を導入し、衛生的生産にも心がけながら量産体制を確立した。創業10年目頃から製菓技術の向上、製品の品質向上のため米国、英國から技師を招聘しはじめる。エンゼル・マーク(商標登録は1905年)は大衆の間に森永のイメージ浸透に役立ち、森永製品の普及に寄与した。

製品の販路確保ではチャネルの構築、キャンディーストアの開設やチェーンストア方式を導入した。企業にとり生産と販売は車の両輪である。生産面を如何に改善しても、製品に相応しい販売チャネルがなければ過剰在庫を抱えるのみである。このため販売段階にまで乗り出す動きとなつた。卸売段階では森永製品販売会社が1922年以降、全国主要都市に設立される。また全国の問屋に呼びかけて販売会社の下部組織・森永会が組織された。小売段階では小売店に呼びかけて共栄会が組織され、森永製菓—森永製品販売会社—森永会—森永共栄会のチャネルが形成された。

太一郎は新聞の広告効果にも期待を寄せてい

たにちがいない。当時の企業経営者の間で新聞広告が事業成功の鍵として注目されるのも「微々たる製菓業者、僅か一部屋の工場しか持たなかつた森永商店が、一頁広告の巨弾を打つて大衆に呼びかけ、キャラメルの森永製菓とすればばらしく進出するにつれて」からであった。広告活動では、広告界の逸材・片岡敏郎をいち早く起用している。片岡の森永在籍は短いものの、広告部には松本忠三郎、小山政孝、太田柏露、池田永治、藤沢龍雄ら逸材がいて「森永廣告学校」と呼ばれた。宣伝用ポスターの制作では洋画家・和田三造を起用し、製品の形、色にも配慮を怠らなかつた。広告重視の背景には、夏の高温多湿の気候、店舗に冷蔵庫が無かつたこと、包装技術が十分でなかつたことなどから製品の品質劣化は避けられず、迅速な販売が求められるという諸事情もあつた。

森永製品の販売増進では飛行機宣伝（1931年）、少年少女向けイベント「クリスマスの集い」の開催（1928-1936年）、関東関西の海水浴場における学生キャンプストアの開設など販売促進に力を入れた。学生キャンプストアは立教、慶應、早稲田、同志社などの広告研究会、新聞研

究会などの学生に運営させた。キャラメルの空き箱を利用した図画工作「キャラメル芸術」は1932年から6年間開催され、応募総数も186万6400点にも達し、全国の子供たちの心をつかんだ。これらの取り組みは森永製品の取扱店に対するバックアップとなつた。

さて森永太一郎は、和菓子中心の社会であつた我が国において製菓（洋菓子）事業を近代産業にまで育てた人物である。創業時からの森永製菓のマーケティング努力が有利な国内環境と絡み合つて製菓王森永の名前を不動なものにした。しかしそこには強い信頼関係のもと終始一貫菓子事業と共に取り組んだ森永太一郎の良きパートナー松崎半三郎の存在が大きかった。共にクリスチャンであった太一郎は、創業時、菓子事業の利得を伝導の費用にあてたいとの考えをもつていた。この時期、菓子を販売する箱車には聖書の一節が掲げられ、キリスト教の布教に心を砕いていた。二人は森永の製菓事業を大きくすることが社会に尽くす最大の任務であると信じ、製菓事業に取り組んできたことも忘れてはならない。

地域社会とチャリティ団体 —19世紀末～20世紀初頭のリヴァプールの事例を中心に—

赤木 誠（松山大学）

1. はじめに

19世紀末の「大不況」の到来は、英國のチャリティ団体にとって、「黄金時代」から「生き残りをかけた時代」への転換を意味した。それまでの自立（律）的活動から効率化にむけた統廃合がなされ、地域社会におけるあらゆる組織間で「有機的結合」が構築されていった。こう

した地域社会における福祉の「再編」過程のなかで、19世紀末に英國の諸都市に設立されたのがチャリティ組織化協会（Charity Organisation Society: COS）であった。

COSに関する先行研究は、そのほとんどがロンドンCOSを対象としたものである。そのため、ロンドン以外の地域のCOS的組織に関する

るものは少なく、それらの活動の実態については十分に解明されているとはいがたい。また数少ない「地方」の COS 的組織に関する先行研究においても、「地方」の COS 的組織は、地域社会のなかで「孤立」した存在であるというイメージで描かれる傾向にあった。実際には、「地方」の COS 的組織は、19世紀末から20世紀初頭にかけて、地域社会において他の組織とどのような関係を持ちながら活動を展開したのであろうか。本稿では、これを、リヴァプールの COS にあたる中央救済・チャリティ組織化協会 (Central Relief and Charity Organisation Society: CRS) の事例から検討し、新たな「地方」の COS 像の構築を試みる。

2. 地域社会における CRS と他組織との関係

港湾労働やアイルランド移民の流入などによって貧困が社会問題とされたリヴァプールでは、1863年、地域の名士 W・ラスボーン 6 世らによって CRS が創設された。CRS は地域のチャリティ資金の一元的管理を目指す「救済一元化」政策を推し進めたが、20世紀初頭にはその効果は限界に達した。そこで、CRS は、他組織との協力関係のなかに地域社会における影響力の維持の可能性をみいだしていった。

第一局面は、チャリティ団体間の協力であった。ボーア戦争時、チャリティ団体である兵士・水夫家族協会 (Soldiers' and Sailors' Family Association) からの要請を受け、救済申請者に対する調査と現金給付の一部を担当した。CRS と兵士・水夫家族協会との協力関係は、調査業務を主導した CRS 訪問員の貧困世帯への関心を高める契機となり、1902年、CRS 訪問員であった E・ラスボーンは、リヴァプールの港湾労働者に関する調査を実施した。調査の結果、寡婦とその扶養児童からなる世帯の深刻な貧困状態が明らかになった。これをうけて CRS は、

扶養児童を持つ寡婦世帯の貧困の改善にむけた活動を展開するようになった。

第二局面は、公的機関である救貧法当局への働きかけである。当時、扶養児童を持つ寡婦世帯には、公的な機関である救貧法当局による院外救済がおこなわれていた。CRS は救貧法当局へ働きかけをおこなうことによって、貧困寡婦世帯の生活状態の改善をはかろうとした。

CRS がとった戦略は以下の 2 つに大別できる。

第 1 は、CRS が救貧法当局による救済の一部を「肩代わり」するという、直接的な戦略である。当時、リヴァプール市内には、リヴァプール教区、トクステス・パーク教区、ウエスト・ダービー教区という 3 教区が存在していた。当初は 3 教区とも CRS による「肩代わり」を拒否していた。しかし、CRS による当局のメンバーとの会合などの働きかけの結果、1904 年にウエスト・ダービー教区は寡婦のリストを CRS に送ることを決定し、CRS が寡婦世帯の救済の一部を担当することになった。

第 2 は、全国的な機関をとおして救貧法当局に給付水準の改善を迫るという、間接的な戦略である。1907 年、E・ラスボーンらによってリヴァプールの再調査がおこなわれ、救貧法当局による院外救済が不十分であることが明らかになった。CRS 書記局長グライズウッドと E・ラスボーンは、1907 年、福祉の「再編」に関する議論をすすめていた「救貧法および貧困救済に関する王立委員会」(以下、王立委員会) の会合において、リヴァプールの各教区では院外救済が適切におこなわれていないことを証言した。

証言をうけて、王立委員会はリヴァプールの各教区について調査をおこなった。調査を担当したウィリアムズ博士は、「院外救済は全体的に低い水準にあるが、特にウエスト・ダービー教区においてそれは顕著であり、寡婦は扶養児童

のための給付をうけているだけであり、彼女たち自身の救済には不十分である」と報告した。報告をうけた王立委員会は、ウェスト・ダービー教区に給付水準を見直すよう勧告し、ウェスト・ダービー教区は給付水準を見直すこととなつた。

3. おわりに

「地方」のCOS的組織であるCRSは、19

世紀末から20世紀初頭にかけて、他のチャリティ団体や救貧法当局との協力・働きかけを主体的にすすめた。これは、地域社会において効率的な救済へむけた「有機的結合」が進められたことを示すものである。

以上から、本稿で検討した事例は、「地方」のCOSにかんして、先行研究とは異なった新しいイメージを提示するものであるということがで

きよう。

* * *

* * *

* * *

* * *

農家経済調査の英日比較——比較史からみた制度の形成過程——

山本 千映(大阪大学)・尾関 学(岡山大学)

1. 報告の目的

本報告は農家経済調査の英日比較として、英国のFarm Management Survey(FMS)と日本の農家経済調査との対比から、調査制度の形成について比較を試みたものである。そのため、報告は、「比較することによる事実発見・問題発見という、平凡で索出的な効用」(斎藤修(1997)『比較史の遠近法』NTT出版、p.29.)に重点を置いている。

2. 近代国家による統計調査

—英國と日本—

ヨーロッパ諸国では18世紀の後半から継続的に臣民について調査を開始した。日本では明治維新以降、系統的な調査が開始された。しかし、初期の官庁統計によるデータは非常にシンプルなものであって、それらがより精巧な調査になるには時間がかかった。1801年に実施された英國最初の人口センサスは、とても簡素なものであった。1841年以降のセンサスでは、世帯票を使った自記式の調査によりデータが集められ、各世帯主は、世帯員の年齢や職業を報告することが求められた。日本では、1872年に政府

が世帯を記録する制度、すなわち「壬申戸籍」を開始した。この制度により、政府は、出生数と死亡数の差を求めるこことによって年単位で人口数を算出できるようになった。そして、1920年の日本最初の国勢調査まで日本の人口推計はこの制度によっていた。

3. 農業統計の確立

前項の内容は、そのまま農業統計調査にもあてはまる。英國ではナポレオン戦争のさなか穀物価格が急激に上昇したため、18世紀の終わりから19世紀初頭にかけて、散発的に農業センサスが実施された。しかし、毎年センサスが実施されるようになったのは1866年からで、当初は商務省による財政支援を得て、内国税収委員会の役人が、作付面積と家畜数についてのみ調査するというものであった。その後調査の主体が1888年に農業省に移され、1925年の農業報告法の制定によって、農業センサスに関する情報について土地所有者による報告が義務付けられた。農業報告法の可決により、作物の収穫高、家畜、牧草地、そしてより詳細に分類された土地利用の状況などについての調査が多く実

施されることとなった。

明治以降の日本における農業統計調査は、1870年の「物産表」調査から開始された。それは、農産物のみならず、鉱物、工産物、海産物、森林資源なども調査された。1885年に農商務省は土地の生産性について「地籍調査」を実施した。その後、農商務省が1894年に制定した「農商務統計様式」によって、商業活動と農業生産の統計調査様式が大幅に改善された。しかし、これらの調査は、マクロレベルの調査であり、世帯を単位とした本格的なミクロレベルの調査は、1913年からの農家経済調査までまたなければならなかつた。

さて、農業生産物を増加させるためには、外延的に農地面積を拡大するか、単位面積当たりの生産性を増加させるかしかない。20世紀以降、日英両国において政府統計の主要な対象となつたのは後者であり、それまで調査されてきたアウトプットだけでなく、農業経営におけるインプットについて、土地面積のみならず、労働投入量や資本投入量を調査し、農家の収益性を把握する必要性が認識されるようになったのである。そのための調査が、英国の Farm Management Survey(FMS)、日本の農家経済調査として実施された。

4. 農家経済調査の英日比較

—制度の形成と組織—

本報告は、20世紀前半の近代国家による農業データの収集過程を考察するにあたり、英国の Farm Management Survey(FMS)と日本の農家経済調査との比較を試みたものである。両国の調査で共通している点は、農家世帯の簿記をベースにしたサンプル調査であることである。一方、両国の調査における違いのひとつが、調査を行うための組織の構造である。

英国の FMS は、農業・漁業省によって任命された各州の大学や農科大学によって実施され

た。農業・漁業省は FMS を実施する大学に対して、同一の基礎的な情報の提供を依頼した。しかし、FMS 調査における情報収集の方法は、それぞれの大学が決定することになり、大学ごとに調査方法に違いが確認された。たとえば、ケンブリッジ大学では調査に際して、農民自身が記帳したデータには依らずに、大学の調査官が分析表に記入するという方法で実施した。一方、ristol 大学では、農民に指導した上で農民自身による記帳方式であった。

日本では帝国農会という階層的な組織を利用して、農家経済調査が実施された。帝国農会とは、英國の王立農業会のように、地主やジャーナリストなどによって自発的に組織されたものではなく、政府によるトップダウン式の制度をもつた組織であった。1889年に制定された農会法により、農会費の納入、もしくは4反(およそ1エーカー)以上の土地を所有した地主は、町村農会の会員となることができた。町村農会は郡農会の傘下にあり、郡農会は道府県農会の傘下となつた。そして、帝国農会はこれらすべての農会を統括する組織であった。日本の農家経済調査は、この階層的な組織を利用し調査を行うことにより、全国的に統一された調査が実施された。それは、農民が記帳し、農会を通じて農林省へ送付され、農林省において集計されるというものであった。

5. 比較による事実発見と問題発見

英日の農家経済調査の形成過程をみるとことにより、ひとつの事実発見と問題発見を得ることができた。それは、英國の分権的な調査システムと日本の集権的な調査システムの違いである。その違いが、調査された内容、すなわち統計データにどのように反映されるかは、現存するデータの資料論的な分析が必要であり、今後の課題である。

2012年度 社会経済史学会中国四国部会総会決定事項

議題1. 2013年度役員について

代表理事：松本俊郎（岡山）

理 事：伊藤康宏（島根）、伊藤 康（鳥取）、山本太郎（岡山）、千田武志（広島）、
勝部眞人（広島）、木村健二（山口）、村山 聰（香川）、佐藤正志（徳島）、
平田桂一（愛媛）、田村安興（高知）

幹 事：中山富広（広島）、藤田哲雄（広島）、木部和昭（山口）、尾関 学（岡山）
福士 純（岡山）、山本 裕（香川）、島西智輝（香川）、高橋基泰（愛媛）

監 事：黒川勝利（岡山）

顧 問：比嘉清松、高橋 衛、神立春樹、岩橋 勝、三好昭一郎、松尾 寿、下野克己、
加藤房雄、森元辰昭

事務局：尾関 学（事務局長、岡山）、福士 純（会報編集担当、岡山）

社会経済史学会理事：坂根嘉弘（広島）

Cf. 下線を付してあるのは、新たに就任された方々である。

議題2. 次回開催地および次々回開催地について

- (1) 2013年度…鳥取（伊藤康理事）、2014年度…徳島（佐藤正志理事）
- (2) 2015年度以降の開催地について…過去の開催地を基準に原則ローテーション化する。

議題3. 会費未納者の扱いについて

- (1) 会費納入のデータが存在する 2008 年度以降の会費未納状況について各会員にお知らせし、
2011 年度以降の未納会費については納入してくれようう督促を行う。
- (2) (1)の督促にもかかわらず未納状況が改善されない会員に対しては、各県の理事が会費納入の
督促を行う。
- (3) 会費の振り込み方法は、郵便振替を基本とするが、部会が開設しているゆうちょ銀行口座に
よる振り込みについても認める。そのため、ゆうちょ銀行の口座番号を部会ホームページに
公示する。

議題4. その他（なし）

報告事項1. 2012年度会計報告および監査報告（省略）

報告事項2. 会員数の動向

2003年度	158名	2008年度	134名
2004年度	160名	2009年度	133名
2005年度	160名	2010年度	132名
2006年度	144名	2011年度	130名
2007年度	137名	2012年度	131名

報告事項3. 2012年度活動報告

◎会報の発行

①第41号（2012年2月、12頁）

- ・巻頭言 松本俊郎
- ・2011年度松江大会レポート 伊藤康宏
- ・〔自著を語る〕黒川勝利『両大戦間期のアメリカ西北部日系社会ーシアトルとその周辺地域における労働、生活、市民運動』（大学教育出版、2011年）

②第42号（2012年6月、8頁）

- ・杉山伸也「戦後復興期の産業政策ー『傾斜生産』方式ー再考」
- ・福士 純「イギリス帝国経済史とカナダー自己紹介と研究課題設定の経緯」
- ・〔自著を語る〕坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』（農山漁村文化協会、2011年）
及び『日本戦時農地政策の研究』（清文堂出版、2012年）
- ・2012年度松山大会案内（平田桂一）

報告事項4. その他

* * * * * 編集後記 * * *

今号は、2012年度大会の特集号となつてお
ります。大会での優れた報告の概要を掲載す
ることで、大会に参加することが出来なかつ
た会員の皆様にも、当日の会場の臨場感が少
しでも伝わればと思います。また今号より、

本格的に会報の編集に携わることとなりまし
た。今後も皆様に喜んでもらえる紙面を作つ
ていけるよう努力していきたいと思いますの
で、何卒よろしくお願ひいたします。

(福士 純)

* * * * *

社会経済史学会中国四国部会事務局
〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1
岡山大学大学院社会文化科学研究科 尾関 学
e-mail : ozeki-m@cc.okayama-u.ac.jp
部会HP : <http://www.e.okayama-u.ac.jp/~chushikoku/>